

質 問 ・ 回 答

令和 7 年（2025 年）11 月 20 日公表

件 名	手稲水再生プラザにおける太陽光発電設備導入事業 (オンサイト PPA)
質問 1	仕様書 5. 発電設備の設置(1) 太陽光発電設備 「発電設備は、JET 認証を取得したものであること、又は JET 認証に相当する品質及び安全基準に準拠した製品であること。」とありますが、JET 認証に相当する品質というのは、どのような形で証明したらよろしいでしょうか。
回答 1	JET 認証と同等以上の国際的な品質基準に適合することを示してください。 (例:IECEE の CB 制度の認定を受けていること 等)
質問 2	仕様書 7. 電力供給・維持管理(保安・点検)・報告・非常時等の基本仕様 「本市の電気主任技術者とは別に、発電設備のための電気主任技術者を用意する。」と記載がございますが、電気事業法上の電気保安管理は太陽光発電設備も含めて市側で実施いただき、点検業務を PPA 事業者の委託する電気主任技術者で実施する認識でよろしいでしょうか。
回答 2	PPA 事業者様にご用意していただく電気主任技術者において、太陽光発電設備一式の管理(電気事業法上の電気保安管理を含む)していただくものです。
質問 3	仕様書 7. 電力供給・維持管理(保安・点検)・報告・非常時等の基本仕様 質問 2 に該当する場合、電気事業法上、貴市電気主任技術者の監督下であれば別電気主任技術者が点検業務を実施する必要がなく、一般の太陽光メンテナンス業者で実施可能という認識でよろしいでしょうか(電気事業法第 43 条)。
回答 3	回答 2 のとおりです。
質問 4	仕様書 7. 電力供給・維持管理(保安・点検)・報告・非常時等の基本仕様 PPA 事業者の委託先として、電気保安法人または太陽光発電設備メンテナンス実績のある事業者へ業務委託することは可能でしょうか。
回答 4	可能です。
質問 5	提案説明書 4. 提出書類(5) 参加資格に係る書類 「ア 類似事業の契約書等の写し及び実績内容を確認できる書類(契約が証明できる部分のみの写しで良い)」と記載がありますが、契約書提示は契約先との秘密保持契約があり提出が難しいため、契約者との連名で対外開示している弊社 IR リリース資料などで代用可能でしょうか。
回答 5	類似事業の実績を証する書類として契約書等の写しの提出が困難な場合は、その事業内容等を確認できる書面等を代用して提出してください。ただし、当該書面において参加資格を満たすことを確認できないと判断した場合は、参加資格を満たさないものとします。

質問 6	提案説明書 4. 提出書類(5) 参加資格に係る書類 「イ 電気主任技術者の資格証の写し」と記載がありますが、設備点検などを電気保安法人へ委託する場合は委託先が電気保安法人として登録されていることを示す資料（北海道産業保安監督部の公開する名簿一覧など）でもよろしいでしょうか。また、太陽光発電設備メンテナンス実績のある事業者の場合、実績が分かる資料などで代用可能でしょうか。
回答 6	参加意向申出書の提出期限までに、委託契約が完了していない場合においては、ご提案の通りの資料をご提出いただき、参加資格について確認を行います。ただし、委託契約後速やかに電気主任技術者の資格証の写しをご提出いただく必要があります。
質問7	提案説明書 3. 参加資格(1) 事業者の構成 「共同事業者として参加する場合は（以下略）」とありますが、共同事業の組成型態（例えば SPC 等）は提案事業者の判断によるとしてよろしいでしょうか。
回答 7	共同事業者として参加する場合の組織形態は指定しておりませんので、参加者の任意によるもので構いませんが、いずれの場合も、参加する全ての事業者様が参加資格を満たしていることが求められます。なお、特別目的会社等にて参加する場合は、単独の法人として参加することとなります。 また、新たに特別目的会社等を設立して参加しようとする場合は、参加意向申出書の提出期限までに会社等を設立し、単独法人として参加資格を満たすことが求められます。
質問8	提案説明書 3. 参加資格(2) 事業者の参加資格 「企画提案書に基づく太陽光発電事業を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財政能力を有することを確認できる者にあつては、当該名簿に登録がなされている法人と同様とみなす」とありますが、提案時には登録されてなくとも採択後の登録は必要でしょうか。
回答 8	本企画競争において参加資格要件として札幌市競争入札参加資格者の登録を有することは必須としておりませんが、事業予定者として選定された単独の法人又は共同事業者の代表者にあつては、電力の供給については契約期間が長期に及ぶことから、札幌市競争入札参加資格者のご登録が必要となります。
質問9	提案説明書 3. 参加資格(2) 事業者の参加資格 「本事業と類似の事業（「高圧受電施設に設置する太陽光発電設備若しくは 50kW 以上の野立ての太陽光発電設備の設備設計及び導入事業」）について、（略）令和7年 10 月 1 日現在においてその太陽光発電設備から電力の供給を行っている実績を有する者」とありますが、類似の事業とはオンサイト PPAに限らず FIT 等も対象になると考えてよろしいでしょうか。
回答 9	FIT 等、オンサイト PPA以外の事業でも問題ございません。

質問 10	提案説明書 3. 参加資格(1) 事業者の構成 「共同事業者の場合は、代表者となる法人を定めるほか、構成員間で協定を締結し、本市に協定書を提出すること」とありますが、この「協定を締結」とは採択後の SPC ないしは共同事業協定を前提とした覚書のような協定でよろしいでしょうか。出資あるいは費用負担などを含めた協定の締結は提案期間中では難しいため、採択後の本協定を前提とした協定とさせていただきたいと考えています。
回答 10	参加意向申出書の提出期限までに共同事業者として詳細な協定等が締結できない場合であっても、代表者様及び代表者以外の構成員となる事業者様の所在地・法人名称・代表者名及びそれぞれの分担又は予定出資割合が確認できる書面等を作成し、各社の代表者様をもって協定等を締結し、提出してください（名称は問いませんので、「覚書」でも構いません）。 また、事業予定者として選定された後に本協定を締結する場合において、当該本協定の内容が、当初本市に提出された協定書や選定された企画提案書の内容と明らかに異なるものである場合は、事業予定者としての選定を取り消すことになりますので、ご注意ください。 なお、本企画競争において共同事業者として参加し、事業予定者として選定された場合において、当該共同事業者をもって特別目的会社等を新たに設立し、電力供給等の契約することは想定しておりません（企画競争に参加した法人と契約を締結する法人が異なることとなるため、新たな特別目的会社等との契約締結は認められません）。
質問 11	提案説明書 3. 参加資格(1) 事業者の構成 「本市との契約等は、代表者と締結する」とありますが、共同事業体の組成が SPC の場合、法人としての SPC が契約するということではよろしいでしょうか。
回答 11	本企画競争に共同事業者として参加した場合は、電力供給等の契約は当該共同事業者の代表者様たる法人と締結します。また、本企画競争に特別目的会社等（単独法人）で参加した場合は当該法人と契約を締結いたします。
質問 12	提案説明書 3. 参加資格(2) 事業者の参加資格 「企画提案書に基づく太陽光発電事業を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財政能力を有することを確認できる者にあつては、当該名簿に登録がなされている法人と同様とみなす」とありますが、提案時には登録されてなくとも採択後の登録は必要でしょうか。
回答 12	回答8のとおりです。

質問 13	提案説明書 4. 提出書類(4) 共同事業者協定書 「共同事業者協定書（共同事業者としての参加の場合）」とありますが、この「協定書」とは採択後の SPC ないしは共同事業協定を前提とした覚書のような協定でよろしいでしょうか。出資あるいは費用負担などを含めた協定の締結は提案期間中では難しいため、採択後の本協定を前提とした協定とさせていただきたいと考えています。
回答 13	回答 10 のとおりです。
質問 14	提案説明書 4. 提出書類(6) 企画提案書 「審査に公平を期すため、上記イ～キについては、会社名及び会社名を類推できる表現はせず、「弊社」又は「〇〇社」等の記載をすること」とありますが、「〇〇社」とは、社名の省略ではなく、共同事業者の場合には「A社」「B社」のような表記にすることによってよろしいでしょうか。
回答 14	ご認識のとおりです。
質問 15	提案説明書 8. 企画提案書の作成(1) 事業の実施内容 太陽光発電設備容量に関して想定容量または下限容量等は貴市にて想定されていますでしょうか。想定されている場合はご教示ください。
回答 15	仕様書の別紙2「手稲水再生プラザ配置図」に示す約 9,600m² に太陽光発電設備を設置した場合には 680kW と想定しておりますが、対象範囲の外周部（幅：約 4m）には地下埋設物があり、その範囲には柵以外のもの（太陽光発電設備の基礎（杭など））は設置不可となりますので、それら設置面積の減少分を考慮のうえ、発電容量をご提案ください。 また、下限容量は想定しておりません。
質問 16	提案説明書 8. 企画提案書の作成(1) 事業の実施内容 自家消費電力量の最大化にあたり、余剰電力の外部供給を提案することは可能でしょうか。
回答 16	発電した電力の全量を自家消費することとしてください。余剰電力の発生が想定される場合は、蓄電池の活用による自家消費をご提案ください。
質問 17	提案説明書 8. 企画提案書の作成(1) 事業の実施内容 提案説明書において、交付対象事業費の想定額が令和 8 年度（約 10 万円）と令和 9 年度（約 1 億 990 万円）に配分されています。事業者の設計・施工程度に基づき、この年度ごとの事業費配分を変更することは可能でしょうか。例えば、令和 8 年度の設計・施工費が想定額を上回る場合、本市の協議を経て交付対象事業費の年度配分を見直すことが可能か、ご教示ください。
回答 17	事業費配分については、年度配分の見直しはできません。

質問 18	提案説明書 8. 企画提案書の作成(1) 事業の実施内容 「施設への貢献（例：停電発生時における当該施設の補助電源としての活用、雨天時や夜間等に活用可能な蓄電池の設置 等）」とありますが、蓄電池の導入は提案電気料金単価に大きく影響します。したがって、ウ項で蓄電池導入の有無を明示することが必要と考えています。自家消費量最大化への貢献として蓄電池導入が評価されるとしてよろしいでしょうか。
回答 18	ご提案内容が「施設への貢献」と判断できた場合は、評価対象となります。
質問 19	仕様書 3. 事業内容(1) 事業概要 「運転期間終了後や(略)、事業者は発電設備を撤去する」とありますが、運転期間終了後に設備状況により市への無償譲渡あるいは運転期間の延長(再契約)の提案は可能でしょうか。
回答 19	当該用地は、将来的に活用する予定があるため、提案する際には、基礎構造物を含めた設備をすべて撤去(原状回復)する条件で、ご検討ください。
質問 20	仕様書 3. 事業内容(2) 事業期間等 事業期間終了後、本市との協議に基づき、設備の無償譲渡または継続利用のオプションが存在するのか、それとも、設備は基礎構造物を含めて必ず撤去し、敷地を完全に原状回復することが必須の要件となるのか、ご教示ください。
回答 20	回答 19 のとおりです。
質問 21	仕様書 3. 事業内容(3) 事業費用 「自家消費料金単価には、発電設備の設置、運用、維持管理、撤去等、本事業の目的を達成するために必要となる一切の諸経費を含めるもの」とありますが、損害保険などの費用も含めるものと解釈しています。必要な保険の範囲については事業者の判断によるものとしてよろしいでしょうか。
回答 21	ご認識の通りです。
質問 22	仕様書 3. 事業内容(3) 事業費用 「自家消費料金単価は、原則、契約期間中において一定額」とありますが、契約期間中の社会動向、経済動向により本事業に大きな影響が生じた場合には、自家消費料金単価について協議を行うことは可能でしょうか。
質問 22	仕様書のとおり、自家消費料金単価は、原則、契約期間中において一定額となります。協議が可能となる場合については、仕様書別紙3「予想されるリスクと責任分担」のとおりです。
質問 23	仕様書 4. 発電設備工事前の調査・手続き(2) 設備容量検討 「事業者は、発電設備により発電した電力について、当該施設で最大限自家消費できるように努める」とありますが、自家消費電力量の最大化にあたり、余剰電力の外部供給を提案することは可能でしょうか。
回答 23	回答 16 のとおりです。

質問 24	仕様書 4. 発電設備工事前の調査・手続き(2) 設備容量検討 「蓄電池を併用する場合（必須ではない）においても、電力を最大限自家消費できるよう検討すること」とありますが、蓄電池の導入は提案電気料金単価に大きく影響します。したがって、ウ項で蓄電池導入の有無を明示することが必要と考えています。自家消費量最大化への貢献として蓄電池導入が評価されるとしてよろしいでしょうか。
回答 24	回答 18 のとおりです。
質問 25	仕様書 4. 発電設備工事前の調査・手続き(3) 構造調査 設置予定地は浸水想定区域（0.5m から 3.0m）であると示されていますが、太陽光パネルの架台基礎の設計、PCS 等の電気設備の設置高さ、および浸水対策について、本市として求める具体的な仕様や基準があればご教示ください。
回答 25	具体的な仕様については定めておりません。浸水想定区域であることにご留意のうえでご提案ください。
質問 26	仕様書 4. 発電設備工事前の調査・手続き(3) 構造調査 垂直積雪量は 1.4m と定められていますが、積雪寒冷地である札幌市の特性を踏まえた太陽光発電設備導入にあたり、最低地上高の基準や、積雪滑落防止対策など、構造設計や安全対策に関して本市が求めるその他の具体的な要件があればご教示ください。
回答 26	具体的な要件については定めておりません。積雪寒冷地であることにご留意したうえでご提案ください。
質問 27	仕様書 6. 工事の実施(工事における配慮事項・安全対策・停電対応) 「発電設備に係る配線ルートについては、施設の保安上・管理上支障がないルートを選定の上、本市との協議により決定」とありますが、構内架空配線とすることも可能でしょうか。
回答 27	屋外については架空配線としても問題ありません。詳細な配線ルートについては、PPA事業者様が決定した後の協議事項といたします。
質問 28	仕様書 6. 工事の実施(工事における配慮事項・安全対策・停電対応) 「改修後も既存の盤を設置したメーカーの保証が得られる」とありますが、市所有の既存配電盤への事業者による改修の場合、市の協力が不可欠と考えられます。この点に関して協力をお願いいたします。
回答 28	基本的には、仕様書のとおり、既存配電盤の改修はPPA事業者様の責任と費用負担により実施することとなります。本市でご協力できる範囲としては、改修内容の確認となります。

質問 29	仕様書 6. 工事の実施（工事における配慮事項・安全対策・停電対応） 「発電設備を施設の電気設備へ接続する際に、既存の盤の改修を行う場合」とありますが、事業者により配電盤を新設・増設する場合には既存配電盤の規格に準拠する必要はありますでしょうか。また、既設配電盤の当該メーカーと異なるメーカーの配電盤とすることは可能でしょうか。
回答 29	既存の盤の規格に準拠する必要はありません。また、既存の盤と異なるメーカーでも問題ありません。 ただし、既存の盤を改修する際には、既存の盤を設置したメーカーの保証を得られることとしてください。また、関連する法律等の関係法令を遵守してください。
質問 30	仕様書 7. 電力供給・維持管理（保安・点検）・報告・非常時等の基本仕様 「施設への悪影響や電力系統への逆潮流を生じさせないことを前提とし、発電設備の仕様や保安対策等を検討」とありますが、逆潮流を生じさせないことから余剰電力の外部供給は対象外となります。告示書、提案説明書等で「逆潮なし」と明示いただければと考えます。
回答 30	参考とさせていただきます。
質問 31	仕様書 7. 電力供給・維持管理（保安・点検）・報告・非常時等の基本仕様 「施設の設備改築のため、供用期間中に運転停止期間が複数回生じる見込み（略）停止期間分の契約期間延長について本市と協議できる」とありますが、協議対象となる運転停止期間の想定される目安をご教示ください。
回答 31	現時点で、具体的な運転停止期間は決まっておりませんので、ご提案の際には、契約期間中の運転停止期間は見込まない条件で、ご検討ください。 なお、契約後に運転停止期間が発生する場合には、協議をお願いいたします。
質問 32	仕様書 7. 電力供給・維持管理（保安・点検）・報告・非常時等の基本仕様 「遮断器等を増設する場合は（略）施設の中央監視操作室に別置きを表示装置」とありますが、表示装置とはパソコンでもよろしいでしょうか。また、遮断機等の操作は対象外としてよろしいでしょうか。
回答 32	パソコンでも問題ありません。ただし、インターネット回線等の通信環境については、PPA事業者様でご用意ください。 また、遮断機等の操作は対象外として、問題ありません。
質問 33	提案説明書〔別紙Ⅰ〕 提案書評価基準 「（略）自家消費発電量（略）」及び「創意工夫 蓄電池の設置」は、蓄電池導入により自家消費発電量が増加した場合、両項目で評価されると考えてよろしいでしょうか。
回答 33	ご認識のとおりです。

質問 34	仕様書〔別紙1〕 自治体保有施設 導入実施対象候補施設 導入対象施設（別紙1）において、既存の契約電力は3,150kW（高圧電力）とありますが、太陽光発電設備導入後、本事業とは別の一般電気事業者が供給する電力契約について、本市として契約電力の変更（低減）を行う予定はありますか。また、変更する場合の基本的な考え方（低減目標や時期等）をご教示ください。
回答 34	契約電力について、既存の契約内容からの変更は予定しておりません。
質問 35	提案説明書〔別紙1〕 提案書評価基準 評価基準において「蓄電池の設置等による施設への貢献」が創意工夫として評価されるとありますが、蓄電池を導入する場合の推奨される設置場所、または設置が制限されるエリアがあればご教示ください。特に、太陽光パネル設置予定地以外の建屋内への設置の可否についてもご教示願います。
回答 35	屋内・屋外を含め、詳細な設置場所については、PPA事業者様が決定した後の協議事項といたします。 なお、屋外については、仕様書の別紙2「手稲水再生プラザ配置図」に示す約9,600m²の外周部（幅：約4m）に地下埋設物があり、その範囲には柵以外のもの（太陽光発電設備の基礎（杭など））は設置不可となります。
質問 36	仕様書〔別紙2〕 手稲水再生プラザ配置図 別紙2の配置図には「下水道施設の維持管理のため、建物側に通路スペースを確保（幅3m）」との記載がありますが、これ以外に、地下埋設物や既設構造物、日常の維持管理作業等により、太陽光発電設備の設置や工事、将来的なメンテナンス作業に制約が生じるエリアがあれば、詳細をご教示ください。
回答 36	仕様書の別紙2「手稲水再生プラザ配置図」に示す約9,600m²の外周部（幅：約4m）には地下埋設物があり、その範囲には柵以外のもの（太陽光発電設備の基礎（杭など））は設置不可となります。 詳細については、参加意向申出書等をご提出いただき、本市が参加資格を有すると認めた事業者様に図面等をご提供いたします。
質問 37	提案説明書〔様式5〕 事業実施体制（従事者の配置、役割分担等） 「事業の内容ごとに担当するチームの構成、役割分担、配置予定者の役職等を記載すること」とありますが、配置予定者は役職のみ（個人名は除く）の記載でよろしいでしょうか。
回答 37	役職のみで構いません。
質問 38	提案説明書〔様式5〕 事業実施体制（従事者の配置、役割分担等） 「再委託先がある場合は、その役割を含めて記載すること」とありますが、具体的な委託先が未定の場合、委託内容（その役割）・地元企業等の記載でよろしいでしょうか。
回答 38	提案時までには確定している内容をご記載してください（未定の内容のご提案は不可）。

質問 39	仕様書〔別紙2〕 手稲水再生プラザ配置図 パネルから建物までの配線について埋設で考えておりますが、建物周辺の埋設管図は取得可能でしょうか。
回答 39	参加意向申出書等をご提出いただき、本市が参加資格を有すると認めた事業者様に図面等をご提供いたします。 なお、仕様書の別紙2「手稲水再生プラザ配置図」に示す約 9,600m ² の外周部（幅：約 4m）には地下埋設物があり、その範囲には柵以外のもの（太陽光発電設備の基礎（杭など））は設置不可となります。
質問 40	仕様書 3. 事業内容(3) 事業費用 事業期間中、市側の都合により当該施設の消費電力が著しく減少し、使用電力量が想定より下がった場合、PPA単価は協議いただけますか。
回答 40	回答 22 のとおりです。
質問 41	仕様書〔別紙2〕 手稲水再生プラザ配置図 提案に使用するため、事務所の電灯盤の場所がわかる図面、建物立面図は取得可能でしょうか。
回答 41	参加意向申出書等をご提出いただき、本市が参加資格を有すると認めた事業者様に図面等をご提供いたします。
質問 42	仕様書〔別紙2〕 手稲水再生プラザ配置図 別紙2（図面 PDF）に指定されている太陽光パネル設置場所は、掘削等は可能な場所でしょうか。掘削不可の条件が無いようでしたら、太陽光アレイは杭支持で計画を致します。
回答 42	回答 36 のとおりです。
質問 43	仕様書 6. 工事の実施（工事における配慮事項・安全対策・停電対応） 質問 42 と関連しますが、ケーブル関係は、埋設または、転がしのどちらで敷設すれば宜しいでしょうか（除草の関係で要望があるのか）。
回答 43	指定はありませんが、本市で行う除草や除雪等の管理作業に支障がないようご留意願います（例：通路スペースのみ埋設 等）。また、仕様書の別紙2「手稲水再生プラザ配置図」に示す約 9,600m ² の外周部（幅：約 4m）には地下埋設物がありますので、その範囲を埋設で横断する場合には、埋設物との離隔を確保する必要があります。 詳細な配線ルート及び埋設物との離隔等については、PPA事業者様が決定した後の協議事項といたします。

質問 44	仕様書 7. 電力供給・維持管理（保安・点検）・報告・非常時等の基本仕様 太陽光パネル設置後、太陽光設備廻りにフェンス等の囲いは必要でしょうか。
回答 44	「仕様書7 電力供給・維持管理（保安・点検）・報告・非常時等の基本仕様」に示すとおり、発電設備の周囲に柵を設置してください。 なお、仕様書の別紙2「手稲水再生プラザ配置図」に示す約 9,600m ² の外周部（幅：約 4m）には地下埋設物があり、その範囲には柵以外のもの（太陽光発電設備の基礎（杭など））は設置不可となります。 ただし、この範囲以外に柵を設置することを妨げるものではありません。
質問 45	仕様書 5. 発電設備の設置（1）太陽光発電設備 PCS、昇圧トランス等の設置場所は、敷地内の対象敷地と記載されておりますが、太陽光パネル設置場所で、宜しいでしょうか
回答 45	ご認識のとおりです。
質問 46	仕様書〔別紙1〕 自治体保有施設 導入実施対象候補施設 連系は、6kV に昇圧し既設設備と接続する考えで宜しいでしょうか。
回答 46	接続箇所について、本市からの指定はありません。
質問 47	提案説明書 8. 企画提案書の作成 既設設備（キュービクル）の単線結線図を頂けますでしょうか。
回答 47	参加意向申出書等をご提出いただき、本市が参加資格を有すると認めた事業者様に図面等をご提供いたします。
質問 48	仕様書 6. 工事の実施（工事における配慮事項・安全対策・停電対応） 連系場所までのルートに関して、ご指定はありますでしょうか。 ※架空または、埋設、それ以外での工法のご指定がありますでしょうか。
回答 48	回答 43 のとおりです。
質問 49	仕様書 5. 発電設備の設置 機器のメーカーの指定は、ありますでしょうか。国内又は、海外製品どちらでも宜しいでしょうか。
回答 49	仕様書に示す規格を満たすものであれば、メーカーの指定はありません。国内製・海外製についても問いません。
質問 50	提案説明書 8. 企画提案書の作成（2）事業実施体制 「事業実施中のリスクに対する対策 損害保険の補償額、適用範囲、その他の対策等」とケ「事業実施に関する保証 設備の導入、運転期間中及び撤去までにかかるすべての保証内容」の違いについて具体的にご教示いただけますでしょうか。
回答 50	クについては、個別のリスク発生に備えた対策をご提案ください。 ケについては、事業全体を通した保証についてご提案ください。

質問 51	提案説明書 11.企画提案の審査及び事業予定者の選定(4)評価についての疑義の申し立て 異議の申し立てではございませんが、不採用となった場合その理由を伺うことは可能でしょうか。
回答 51	提案説明書に示す通り審査の過程は非公表となっておりますので、本市から不採用となった理由を説明することはできません。ただし、採点結果については、各事業者様にお知らせいたします。
質問 52	仕様書 3. 事業内容(1)事業概要 記載以外の1級建築士等設計・施工関連資格を提示することは問題ないでしょうか。
回答 52	問題ありません。
質問 53	仕様書 3. 事業内容(1)事業概要 「事業者は、発電設備で発電した電力を当該施設に供給する。」と記載がございますが、100%供給が条件となりますでしょうか。
回答 53	ご認識のとおりです。
質問 54	仕様書 4. 発電設備工事前の調査・手続き(3)構造調査 設計基準風速・粗度区分をご提示いただくことは可能でしょうか。
回答 54	「発電用太陽電池設備に関する技術基準を定める省令」に従って、ご検討ください。
質問 55	仕様書 5. 発電設備の設置(1)太陽光発電設備 耐震クラスSでの施工が必要となる理由をお教えいただけますでしょうか。
回答 55	下水処理施設は重要なインフラ施設であることから、地震発生時に下水道施設へ影響を及ぼすことのないよう、耐震クラス S を求めています。